

五條市丹原地区特定農業振興ゾーンに関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）、五條市（以下「乙」という。）及び五條市丹原地区（以下「丙」という。）は、五條市丹原地区（以下「当該地区」という。）での特定農業振興ゾーンの取組に関して、以下のとおり連携及び協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、五條市丹原地区特定農業振興ゾーンにおいて、甲、乙及び丙が連携し、並びに協力して各種の施策に取り組むことで、当該地区の農地を有効に活用し、農業の生産性の向上を図ることを目的とする。

（取組事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲、乙及び丙は特定農業振興ゾーン整備実施計画（以下「実施計画」という。）に基づき、各種の施策に取り組むものとする。

（農業振興の目標）

第3条 当該地区の農業振興は、高収益作物（青ネギ、ナス、タマネギ）の生産拡大と集落営農の法人化を目標とする。

（役割分担）

第4条 第2条の実実施計画及び前条の目標を実現するため、下記に定める役割分担に応じて、甲、乙及び丙は相互に連携し、並びに協力するものとする。

甲 当該地区の農業振興に資する乙及び丙の取組への支援に関すること
当該地区の農家等への農業経営指導及び農業技術指導に関すること
当該地区で甲が事業主体となる各種の事業に関すること
当該地区で乙、丙、各農家等が事業主体の各種の事業の指導に関すること

乙 当該地区での丙との調整（当該地区で実施する事業の負担を含む）に関すること
当該地区の農業振興に資する丙の取組への支援に関すること
当該地区で乙が事業主体となる各種の事業に関すること
当該地区で甲が事業主体となる各種の事業の丙及び関係機関との調整に関すること
当該地区で丙及び各農家が事業主体の各種の事業の指導に関すること

丙 当該地区で甲及び乙が行う事業への協力に関すること
当該地区で丙、各農家等が事業主体となる各種の事業に関すること
当該地区での高付加価値作物の生産の振興に関すること
当該地区での後継者・担い手の確保に関すること
当該地区での農地、農業用水路等の農業資源の維持等に関すること
当該地区の田園風景等景観若しくは環境の保全又は安全でおいしい農産物の生産に関すること

（予算の確保等）

第5条 甲及び乙は、第2条の実実施計画に基づく取組のために予算の確保に努め、国庫補助金等に係る各種計画等の作成に協力して取り組むものとする。

2 丙は、前項の各種計画等の作成に協力するとともに、各種の事業を適切に実施するものとする。

（協定の変更）

第6条 甲、乙及び丙は、そのいずれかから、この協定の内容について変更を申し出た場合には、その都度協議の上、この協定を変更することができるものとする。

（守秘義務）

第7条 甲、乙及び丙は、連携及び協力による取組に当たって知り得た情報を甲、乙及び丙の承認を得ないで第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

（その他）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙のそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和2年3月23日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県知事

乙 奈良県五條市本町1丁目1番1号
五條市長

丙 奈良県五條市丹原
営農組合「丹生の里」 組合長